

令和2年第10回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和2年10月15日(木) 午前8時55分～午前9時18分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	7番	木 立 康 行	
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番	高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番	工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番	工 藤 元 伸	10番 東 良 一
	11番	佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番	佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区 山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区 櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人) 黒石地区 高 木 一 弥

7 議事参与の制限委員 (0人)

8 付議案件

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第40号 買受適格者の証明について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	局長補佐	大 溝 恵 水
	農地係長	福 土 博 幸
	主 査	櫻 田 一 久
	主任主事	佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 本日は、高木一弥推進委員より欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第10回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番高橋英子委員、4番館野哲雄委員をお願いします。 書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第18号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年9月受理分は、相続が7件、総面積30,127㎡、田が18筆21,754㎡、平畑が4筆3,817㎡、樹園地が3筆4,556㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。

		事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事		報告第19号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号11番は、三島字宮元の田、2筆合計2,476㎡を賃借人の都合により令和2年9月29日に合意解約したものです。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第37号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事		議案第37号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が2件、所有権移転が2件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号6番は、馬場尻西、ほかの畑、4筆合計3,390㎡を耕作便利のため第三者へ5年間、賃借権設定するものです。 受付番号7番は、竹鼻字山平の畑、2,800㎡を第三者へ5年間、賃借権設定し新規就農するものです。浪岡にも5,300㎡の貸借を同時に申請しており、下限面積は満たしております。こちらは新規農家ですので、後ほど聞き取りにあたった委員より報告があります。 (2) 所有権移転です。 受付番号25番は、牡丹平字柏木山根の樹園地、2,912㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号26番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、5,358㎡を同一世帯の親から子へ贈与するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認、並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。
議 長		それでは、申請書及び添付書類の内容確認、並びに申請地の現地調査を行った、2番木村功委員に報告をお願いします。

木村功委員	今回申請があった農地について、去る10月6日、工藤元伸委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号6番は、耕作便利により第三者へ期間5年で賃借権を設定するものです。現況は平畑で、権利取得後は、ももの栽培が行われます。 受付番号7番は、新規農家ですので聞き取りした結果を報告いたします。 今回設定する面積は2,800㎡と、浪岡の申請農地5,300㎡の合計8,100㎡で、兼業農家としてにんにくの農業経営をしていきたいとのことです。農業機械の保有状況は、にんにくの栽培に使用する自己所有の農業機械があり、不足する農業機械は、親戚より借りるとのことです。 農作業経験については、にんにく栽培農家で2年間の研修をしたとのことです。農作業の経験としては少ないですが、JAのにんにく部会へ加入し、研修会の参加や営農指導を受けながら営農していきたいとのことです。数年間は兼業農家として、また、会社を退職する頃には専業農家として将来的に経営規模拡大していくとしており、農業経営に意欲もあることから問題ないと思われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号25番は、経営規模拡大により第三者へ売買するものです。現況は平畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号26番は、同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 今回申請があった4件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第37号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第38号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第38号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。

	9ページをご覧ください。 受付番号35番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、黒石字十三森、登記地目、現況地目、ともに田となっております。 面積は、101㎡であり、資材置場用地として取得し、利用したいとのこと です。 この場所は、第2種農地であり、また、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、2番木村功委員に報告をお願いします。
木村功委員	今回5条申請があった土地について、去る10月6日 工藤元伸委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号35番は、資材置場用地として利用するものです。 場所は、弘南鉄道黒石駅より北西へ約500mに位置しております。 申請地の選定理由を聞き取りしたところ、譲受人は事業を拡大するにつれて、宅地販売に係る宣伝用資材置場用地が不足してきたとのこと です。 申請地の南側隣地は、申請者が所有する雑種地であり、一帯として利用することが好都合であるため、農地の所有者と交渉したところ、条件が整ったので申請に至ったとのこと です。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣接地に流入しないように自然浸透させること、また、盛土では、隣接地と高低差が出ないように擦り合わせることで、隣地に土砂流出しないようにする、とのこと です。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声

議 長	ご異議がありませんので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第39号につきましては、山口貴佳推進委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (山口貴佳推進委員退席) それでは、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第39号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙11ページから説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が3件、所有権移転が3件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号77番は、上十川字北原一番の樹園地ほか、3,268㎡を3年間10a当たり4,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号78番は、上十川字長谷沢一番囲の樹園地ほか、8,139㎡を3年間10a当たり4,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号79番は、上十川字長谷沢二番囲の田、7,252㎡を10年間10a当たり5,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 (2) 所有権移転です。 受付番号35番は、袋字富岡の田、1,675㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号36番は、上十川字山元の樹園地、2,311㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号37番は、上十川字柳沢の畑ほか、10,886㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	78番のように市外の人が黒石に園地を買う場合、通うのに遠いため、きちんとした管理ができるかどうか確認はしているのですか。以前にもありましたが、離れたところに住んでいると、だんだん管理がされなくなっていくこともありますので。
櫻 田 主 査	今回申請の78番は、貸し人と借り人は親戚関係にあります。今までも借り人が耕作してあったのですが、今回改めて農業委員会を通して賃借権を設定す

		るとのことで、申請がありました。
佐山秀夫委員		畑が遠い場所にあると、管理が面倒で耕作しに行かなくなったりすることがあるので、周囲の園地に迷惑がかからないようにするためにも、農業委員会でも機会あるごとに現地を確認をして欲しいと思います。
議 長		ほかにございませんか。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第 39 号は原案のとおり決定いたします。 (山口貴佳推進委員指定席に着く) 次に、議案第 40 号「買受適格者の証明について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事		議案第 40 号は農地法第 3 条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 受付番号 1 番は、土地表示は浅瀬石字村元、登記地目が田、現況地目が畑、面積 160㎡で、願出人は記載のとおりです。 申請理由は、耕作便利のため取得したいとのことです。 申請地は国有地です。国有地売却では、売却額が 50 万円以下の場合、随意契約となります。 また、農地の売却では、現に耕作している者を最優先とするということです。 買受適格証明は、青森財務事務所が農地法第 3 条許可を受けられる農家であることを判断するために必要となります。 今回の申請では、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、買受適格者の要件をすべて満たしていると考えられます。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第 40 号は、原案のとおり決定いたします。

これで議案の審議は終了いたしました。
以上で、令和2年第10回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時18分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和2年10月15日

議長 水立康行 

議事録署名者 高橋英子 

議事録署名者 館野哲雄 